

令和8年度やまがたK A i G Oのしごと推進事業業務委託基本仕様書

第1 目的

介護現場の人材不足が深刻化する中で、本事業では、主に若い世代を対象に、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図ることで、新規就労の促進、離職防止、介護職への社会的評価の向上等を一体的に進める。

第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務

1 出前講座等による介護職の魅力発信

現役介護職員や介護職経験者が講師となって、高校生や大学生、介護職員等を対象とした出前講座を実施し、介護職に対するポジティブなイメージの浸透や社会的評価の向上を図る。

(1) 中学生・高校生・大学生向け出前講座

中学生・高校生・大学生向けに出前講座を実施し、介護職の魅力を伝える。

実施回数（想定）：年間20回

(2) 介護職員向け出前講座

介護事業所で介護職員向けに対話型の講座を実施し、自らの体験や介護についての考えを言葉にすることで、仕事に対する誇りを引き出す。

実施回数（想定）：年間10回

2 出前講座講師の養成研修

上記1の出前講座の質を高めるため、現役介護職員や介護職経験者を対象とした、参加者同士の想いや経験を共有するワークショップ、講師に求められるプレゼンテーションや情報発信スキルを習得するための研修を実施する。

回数：計2回以上

参加人数：延べ60人程度（想定）

第4 留意事項

- 1 第3におけるすべての業務について、企画提案に基づき受託予定者と山形県が協議し、最終的に内容を決定する。
- 2 委託業務の成果及び著作権は、山形県及び受託者に帰属するものとする。
- 3 全ての素材について、山形県は、山形県ホームページ、ポスター及びパンフレットへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- 4 山形県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、受託者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- 5 受託者は、業務上知り得た介護サービス事業者及び個人の秘密を、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- 7 本業務の実施にあたって、不明な点がある場合は、山形県と協議を行うこと。